

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和6年(行ツ)第124号
令和6年(行ヒ)第153号
決 定 日 令和7年2月20日
裁 判 所 最高裁判所 第一小法廷
裁判長裁判官 堺 徹
裁 判 官 安 浪 亮 介
裁 判 官 岡 正 晶
裁 判 官 宮 川 美 津 子
裁 判 官 中 村 慎
当 事 者 等 上告人兼申立人、~~XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX~~
上告人兼申立人 ~~XXXXXXXXXX~~
上記兩名訴訟代理人弁護士 鈴木 雅子 ほか
被上告人兼相手方 国
同代表者法務大臣 鈴木 馨祐
同指定代理人 阪下 慎
原判決の表示 東京高等裁判所令和4年(行コ)第294号(令和5年11月2日
判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

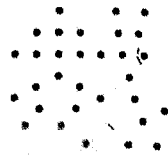
民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和7年2月20日

最高裁判所 第一小法廷



裁判所書記官 廣川 由紀子



これは正本である。

令和7年2月20日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

廣川 由紀

